

平成 29 年 9 月 1 日

加工食品の原料原産地表示制度の変更に 関する食品表示基準の一部を改正する 内閣府令の公布について

本日、新たな加工食品の原料原産地表示制度を定めた食品表示基準の一部を改正する内閣府令（平成 29 年内閣府令第 43 号）が公布・施行されましたのでお知らせします。

また、この改正に伴い、下記のとおり、食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に対する意見募集の結果を公示し、関係通知等を改正するとともに、新たな加工食品の原料原産地表示制度に関するパンフレット及びリーフレットを作成しました。

原料原産地表示制度に係る相談については、引き続き消費者庁の相談窓口（03-3507-8800（代表））にお問い合わせ下さい。なお、今般新たに食品関連事業者等からの相談に対応するため、農林水産省においても原料原産地表示制度専用の相談窓口が設置されましたので併せてお知らせします。

記

1. 食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に対する意見募集の結果の公示
2. 「食品表示基準について」の一部改正（平成 29 年 9 月 1 日付け消食表第 407 号）
3. 「食品表示基準 Q & A」の一部改正（平成 29 年 9 月 1 日付け消食表第 410 号）
4. パンフレット及びリーフレット「全ての加工食品の原材料の産地が表示されます！」

詳細は、以下の URL を御参照ください。

新たな加工食品の原料原産地表示制度に関する情報

http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/index.html

農林水産省 原料原産地表示制度専用相談窓口

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/toiawase.html>

<問合せ先>

消費者庁 食品表示企画課

電話：03-3507-9223（直通）

担当：渡邊、川口、竹内、金杉